

第 1 行政評価・監視の目的等

1 背景・目的

失業や病気、家族の介護に伴う離職など様々な理由から、生活困窮に陥る者が存在する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、解雇や雇止めが増え、生活困窮者の自立支援を行う窓口への相談や住居確保給付金の支給申請が増加している状況にある。

地方公共団体は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく各種支援に取り組んでいるが、支援を必要とする者ごとにその事情に応じた対応が求められる中、国から制度の実施に必要な情報が示されず、試行錯誤の対応をしているとの指摘もある。

この行政評価・監視は、こうした状況を踏まえ、NPO 法人などの支援団体の活動を含め、生活困窮者の把握や自立支援に係る取組の現状を明らかにするとともに、生活困窮者の自立支援対策に関する課題の整理を行い、生活困窮者に適切な支援がより届くようにすることを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

厚生労働省

(2) 関連調査等対象機関

福祉事務所設置自治体 50（都道府県 11、市区町村 39）

福祉事務所未設置自治体 9（町村 9）

関係団体 37（社会福祉法人、NPO 法人など）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（7）

四国行政評価支局

行政評価事務所（3）

4 実施時期

令和 3 年 4 月～4 年 4 月